

要支援認定・総合事業対象者情報提供申請に関する手続きについて (中間市地域包括支援センターが提供するもの)

・情報提供料について

情報提供料は、要支援認定者のみ無料です。

※要介護認定者又は介護予防特定施設入所者生活介護利用者は有料となりますので、要介護認定情報提供申請手続きに従ってください。

・情報提供申請は、認定結果が出たもののみ受け付けます。

情報提供申請の時点で、認定結果がすでに出ているもののみが申請の対象となります。サービス利用者の方がお持ちの認定結果をご確認のうえ、申請をお願いします。

認定結果がでていない方の情報提供申請があった場合は、その方の分は申請を却下とし、認定結果が出ている方のみ情報を提供いたします。

・情報提供書類をお渡しできる方

中間市地域包括支援センターと指定介護予防支援業務委託契約を締結している居宅介護支援事業者又は引継ぎ等で必要となる事業者となります。詳細は、お問い合わせください。

・申請書について

要支援認定・総合事業対象者情報提供申請書を提出していただきます。(様式はホームページにも掲示します。)

申請書様式は窓口で配布いたしますが、ご自分で印刷等される場合は必ず裏面も印刷してください。裏面に遵守事項等がない申請書は受付ができません。

(お問合せ先) 中間市役所介護保険課高齢者支援係 (中間市地域包括支援センター)

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

電 話 093-245-7716 (直通)

093-244-1111 (代表) 内線1171・1172

FAX 093-246-2027